

請 願 書

令和4年6月21日

郡山市議会議長
塩 田 義 智 様

郡山市虎丸町7-7
日本労働組合総連合会
福島県連合会郡山地区連合会
議 長 小 林 伸 吾

紹介議員 吉 田 公 男
渡 部 龍 治
箭 内 好 彦
蛇 石 郁 子
柳 田 尚 一
廣 田 耕 一
高 橋 善 治
諸 越 裕
大 城 宏 之

地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

〔請願趣旨〕

いま、地方公共団体には、度重なる自然災害に対する防災・減災や災害復旧の取り組み、急激な少子・高齢化の進展にともなう子育て、医療・介護など社会保障制度の整備、また人口減少下における地域活性化対策、脱炭素化をめざした環境対策、あるいは行政のデジタル化推進など、より新しく、かつ極めて多岐にわたる役割が求められつつあります。

しかし、現実には地域公共サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また近年多発している大規模災害への対応も迫られています。これらに対応するための地方財政について、政府は「骨太方針2021」

において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしていますが、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されています。

このため、2023年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、コロナ禍への対応も勘案しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、以下の事項の実現を求めます。

つきましては、これら、諸課題の解決には、地方財政の充実、強化が不可欠となりますので、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して、意見書を提出されるようお願いいたします。

[請願事項]

- 1 度重なる自然災害への防災・減災への取り組みや災害復旧、社会保障の維持・確保、脱炭素化対策、地域活性化にむけた取り組みや、デジタル化対策など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握し、それを支える人件費も含めて、十分な地方一般財源総額の確保をはかること。
- 2 とりわけ、子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充をはかること。また、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。
- 3 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正にむけては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
- 4 引き続きの新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン接種体制の確保、感染症対応業務のみに限定しない、より全体的な保健所体制・機能の強化、その他の新型コロナウイルス対応事業、また地域経済の活性化まで踏まえ、十分な財源措置をはかること。また、コロナ禍対策として行った固定資産税の軽減措置については2022年度をもって終了するとともに、今後、国の施策の一環として、各種税制の廃止や変更、また減税等を検討する際は、地方の財政運営における予見性を損なわないよう、十分に地方団体等の意見を反映し、慎重に検討すること。
- 5 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円については持続可能な地域社会の維持・発展にむけて恒久的な財源とすること。また、同規模の財源確保はもとより、その拡充を含めて検討すること。
- 6 会計年度任用職員制度の運用においては、今後も当該職員の処遇改善が求めら

れることから、引き続き所要額の調査を行うなどし、さらなる財政需要を十分に満たすこと。

- 7 特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。
- 8 デジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化にむけ、地域デジタル社会推進費に相当する財源を継続して確保するなど、十分な財源を保障すること。また、デジタル化が定着化していく過渡期において生じ得る行政需要についても、人材・財源を含めた対応を行うこと。
- 9 森林環境譲与税については、より林業需要を見込める地方公共団体への譲与額を増大させるよう、その譲与基準を見直すこと。
- 10 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了への対応、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。

請 願 書

令和4年6月21日

郡山市議会議長
塩 田 義 智 様

郡山市桑野一丁目20-21
郡山りつみん倶楽部
代 表 石 塚 忠 教

紹介議員 吉 田 公 男
柳 田 尚 一
高 橋 善 治

非核三原則の堅持について

[請願趣旨]

ロシアのウクライナ侵攻が契機と思われる「防衛力の強化」をめぐる議論が、かつてなく白熱し、「核の共有」や「反撃能力」など、これまでには無かった考え方も生み出されています。

食料やエネルギーの自給率が低い日本にとって、国際社会との友好的で良好な関係は、国民の生命と財産を守る上で不可欠です。

日本は平和主義、専守防衛に基づき、日米同盟による抑止力を保ちつつ、必要な防衛力を整備していくことはあっても、いわゆる「核の共有」は、『非核三原則』に反し、国際的にも『NPT』（核不拡散体制）の理念に反しており、唯一の戦争被爆国として「核兵器の非人道性」を訴え続けるべき日本の採るべき選択肢ではありません。

既に本市は「平和宣言」と「核兵器禁止宣言」を行っていることも踏まえ、改めて『非核三原則』を堅持するよう求めるものです。

つきましては、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して、意見書を提出されるようお願いいたします。

[請願事項]

非核三原則を堅持すること。

請 願 書

令和4年6月21日

郡山市議会議長
塩 田 義 智 様

郡山市安積町荒井字柴宮山55-75
郡山民主商工会
会 長 七 海 実
紹介議員 高 橋 善 治

消費税インボイス制度の実施中止に関する請願書

〔請願趣旨〕

2023年10月からのインボイス（適格請求書）制度導入に向けて、事業者のインボイス登録申請が始まりました。これまで年間売上1,000万円以下の事業者は、消費税の納税を免除されてきました。

しかし、インボイス制度は、消費税を販売価格に転嫁が困難な零細事業者にも課税業者になることを迫っています。免税業者を取引から排除しかねないインボイス制度は、事業者間の取引慣行を壊し、免税制度を実質的に廃止するものです。このため、日本商工会議所や全国中小企業団体中央会や、日本税理士会連合会はじめ様々な団体・個人から、制度の廃止や実施延期を求める声が上がっています。

多くの中小零細事業者は、コロナ危機の下、事業継続、雇用維持に懸命に取り組んでおり、インボイス制度への登録や経理の変更準備にとりかかる状況ではありません。これ以上の負担を課すことは、コロナ禍からの経済再生を阻害することにもつながります。

つきましては、中小零細事業者や個人事業主の事業の存続と再生のために、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して、意見書を提出されるよう請願いたします。

〔請願事項〕

消費税インボイス制度の実施は中止すること。

請 願 書

令和4年6月21日

郡山市議会議長
塩 田 義 智 様

郡山市大槻町字古屋敷54-3
郡山地方農民連
会 長 宗 像 孝

紹介議員 吉 田 公 男
蛇 石 郁 子
岡 田 哲 夫
八重樫 小代子

「水田活用の直接支払交付金」の見直しの中止を求める意見書の提出
についての請願

〔請願趣旨〕

今般、国から令和4年度の水田活用の直接支払交付金の見直しが示されました。特に、交付対象水田の扱いについては、生産現場から農地の集積・集約に取り組みながら産地づくりに取り組んできた中で、交付対象から除外される農地が出ることにより農地の維持が困難となり耕作放棄地の増加につながる等懸念の声が上がっています。また、多年生作物に対する戦略作物助成の単価の見直しについては、現在、海外からの輸入乾牧草も高騰している状態が続いている中で、令和4年度から運用することはあまりに急であり、現場に混乱を来しています。更には、地域で取り組む営農計画の再検討が必要となるとともに、地域の特色を生かした営農の展開への影響なども懸念されます。交付金の対象とならない水田が発生することにより耕作放棄地の増大につながるなど、今後の農業・農村の持続的発展に深刻な影響が懸念されます。

つきましては、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して、意見書を提出されるよう請願いたします。

[請願事項]

「水田活用の直接支払交付金」の見直しは行わないことを国に求めること。

請 願 書

令和4年6月21日

郡山市議会議長
塩 田 義 智 様

郡山市桜木二丁目14-11
CATさくら会郡山
代 表 横 田 京 子

紹介議員 蛇 石 郁 子
岡 田 哲 夫
八重樫 小代子

動物を虐待から守るための法整備を求める意見書提出の請願書

〔請願趣旨〕

動物の虐待や多頭飼育崩壊が年々増えています。動物の命が脅かされたり悪臭や騒音など周辺的生活環境に影響あることから大きな社会問題になっています。

動物愛護管理法は2019年改正され、動物の適正飼養のための規制の強化として、①適正飼養が困難な場合の繁殖防止の義務化 ②都道府県知事による指導・助言・報告徴収や立ち入り検査等の規定 ③動物虐待に対する罰則の引き上げが盛り込まれました。さらに環境省では虐待事案の対応のために「動物虐待対応ガイドライン」、多頭飼育問題の対応のために「多頭飼育対策ガイドライン」を策定しました。

しかしながら現在の動物愛護管理法では、目の前で苦しんでいる動物を助けてあげたくても飼い主の同意がなければ保護はできません。刑事告発による犯罪捜査の手段として裁判所の令状に基づき虐待されている動物を差し押さえすれば一時的に保護することは可能であり、今でも一部の事件ではそのような対応をしています。しかし警察が動かない事案も多く、また、必要な捜査が終了すれば飼い主に返還する必要があります。裁判で虐待の判決が出たにもかかわらず、動物は飼い主に返還せざるを得ず、再び動物が虐待や不適切飼養を受けることが懸念されます。

この「所有者の壁」が動物行政や保護関係者の前に高く立ちはだかっているのが現状です。そのためには、公的機関が緊急的に動物の保護を行える法律上の制度が必要になります。虐待動物の緊急保護によって得られる利益は、環境省の「多頭飼育対策ガイドライン」に示された目的とも符合します。

すなわち、①動物の生命・身体を保護する ②近隣住民の生活環境を保全する ③動物の飼い主を心身の悪化、生活状況の悪化から保護する、の3点と考えれば動物だけでなく、人の権利・利益を守ることになります。

児童虐待時には一時保護制度があるように、2019年改正によりその存在や役割が明記された動物愛護管理センターに一時保護権限を与える方法も考えられます。

つきましては、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して、意見書を提出されるようお願いいたします。

[請願事項]

虐待や不適切な飼養環境下の多頭飼育、または周辺的生活環境が損なわれている事態が生じている等、動物愛護管理法第44条に違反し自治体が必要と認めた場合には、飼い主の意向にかかわらず動物を緊急的に保護できるよう法整備をすること。